

8月3日(月)
から

高齢者運転免許自主返納支援制度 の申請を受け付けます

問 交通防災課 ☎内線1684、1685

市内在住で運転免許を返納された65歳以上の方へ、交通代替手段となる「コミュニティバスかっぱ号回数乗車券」や「奥野地区過疎地有償運送利用券」を交付する支援制度が始まります。



- ◆申請受付日 平成27年8月3日(月)
- ◆申請先 交通防災課
- ◆対象者 以下のすべてを満たす方



- ①平成27年4月1日以降に運転免許を自主返納した方
- ②免許を返納した日に満65歳以上である方
- ③免許を返納した日に1年以上市内に住所を有している方
- ④申請者の属する世帯の全員が市税などを滞納していない方

- ◆申請に必要な物
 - ①高齢者運転免許自主返納支援制度申請書
 - ②警察で申請により交付される運転免許の取消通知書の写し、または自動車運転経歴証明書写し
- ◆支援事業で支給される物
 - ①牛久市コミュニティバスかっぱ号回数乗車券
 - ②奥野地区過疎地有償運送利用券

※①・②を選択により上限2万円分を1回支給。ただし、②は小坂団地を除く奥野地区在住の方のみの利用となります。
- ◆申請期限 運転免許証を返納した日から1年以内

国民健康保険税が改正されました

問 医療年金課 国保グループ ☎内線1724～1727

国民健康保険において、高齢者の医療費の増加に伴う保険税の負担に関わる公平の確保を図るため、平成27年度から国民健康保険税の賦課限度額を引き上げます。また、低所得者に対する保険税軽減措置の拡充を図るため、軽減判定所得の基準について物価上昇にあわせた見直しを行います。平成27年度国民健康保険税納税通知書は8月中旬に発送します。

◆賦課限度額

	改正前	改正後
医療給付費分	510,000円	520,000円
後期高齢者支援金分	160,000円	170,000円
介護納付金分	140,000円	160,000円

◆世帯ごとの所得に応じた均等割額・平等割額軽減措置の所得判定基準の変更

5割軽減・2割軽減の対象となる世帯の所得基準額が引き上げられます。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより国民健康保険の被保険者でなくなった者のことをいいます。今回、7割軽減の対象についての改正はありません。

軽減割合	改正前	改正後
7割	33万円以下	33万円以下
5割	33万円 + 24万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	33万円 + 26万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下
2割	33万円 + 45万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	33万円 + 47万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下